第二項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に改め、同項の表中

「第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」

を

第五十七条第一項　地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」

に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第二十一条の八第三項を次のように改める。

3　第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

第二十三条第二項中「第二十条の二の十九第三項」の下に「から第五項まで」を、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加える。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削る。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削る。

第三十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十三条の三の見出し中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に改め、同条中「第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出期限」を「第七十二条の四十六第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改め、同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の二の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、「法第七十二条の三十三の規定による」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、当初申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

3　法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。ただし、当該各号に定める税額が第一項に規定する納付すべき税額又は不足税額に該当するときは、当該各号に定める税額から当該納付すべき税額又は不足税額を控除した税額（当該税額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する金額とする。

一　当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　法第七十二条の四十六第一項に規定する事業税の更正（以下この項において「事業税の更正」という。）又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　当初申告書の提出により納付すべき税額から事業税の更正前の税額又は修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該事業税の更正前の還付金の額又は当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二　当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三　当初申告書に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　事業税の更正又は修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　事業税の更正前の還付金の額又は修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

第三十三条の二を第三十三条の四とする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（法第七十二条の四十四第四項の納付すべき税額を減少させる更正等）

第三十三条の二　法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、同項に規定する当初申告書（以下この条及び第三十三条の四において「当初申告書」という。）に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。

2　法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。

一　当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書（法第七十二条の三十四に規定する修正申告書をいう。以下この条から第三十四条までにおいて同じ。）の提出（以下この条から第三十三条の四までにおいて「修正申告書の提出」という。）により納付すべき税額

ロ　当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前の税額を控除した税額（当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額）

二　当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

三　当初申告書に係る還付金の額がある場合　次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

イ　修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ　修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

3　法第七十二条の四十四第四項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合において、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する事業税とする。